

○小田原市家庭的保育事業等の設置認可に係る審査基準を定める要綱

(平成27年4月1日)

小田原市家庭的保育事業等の設置認可に係る審査基準を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 家庭的保育事業（第8条～第11条）

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業A型（第12条～第15条）

第2節 小規模保育事業B型（第16条・第17条）

第3節 小規模保育事業C型（第18条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第19条）

第5章 事業所内保育事業（第20条～第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に定める家庭的保育事業等について、小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小田原市条例第47号。以下「条例」という。）、小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年小田原市規則第49号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、法第34条の15第2項の規定に基づき、市長が認可する際に必要な基準を定めるものとする。

（施設長）

第2条 家庭的保育事業等を行う者は、事業全体の管理及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）により施設長の責務とされている業務を行うため、施設長を置くこととする。

（非常災害対策）

第3条 規則第4条の非常災害に関する具体的な計画には、同条に規定する訓練その他非常災害時における対応について必要な事項を定めることとする。

（職員の知識及び技能の向上等）

第4条 家庭的保育事業者等は、規則第6条第2項の規定による研修の機会の確保のため、保育所保育指針に準じた研修計画を作成しなければならない。

（食事の提供の特例）

第5条 規則第13条第1項本文の当該家庭的保育事業者等において行うことが必要な調理のため

の加熱、保存等の調理機能を有する設備は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有するものであり、具体的には再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等に支障なく対応するためのものとする。

- 2 規則第13条第1項第5号の食育に関する計画は、保育所保育指針の内容を踏まえて作成するものとする。
- 3 家庭的保育事業者等は、規則第13条第2項第1号の連携施設から家庭的保育事業所等に給食の搬入を行う場合には、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決めを行わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第6条 規則第15条11号の運営に関する重要事項は、経理に関する事項とする。

(苦情への対応)

第7条 家庭的保育事業者等は、規則第18条第1項に規定する必要な措置を講じるため、次の事項を定めた施設の規程等を整備するものとする。

- (1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他施設における苦情解決体制
- (2) 施設内における苦情解決のための手続
- (3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知方法

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第8条 規則第19条1号の専用の部屋は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、同条第2号に定める面積基準を満たしているものでなければならない。この場合において、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

- 2 規則第19条第5号の遊戯等に適した広さの庭は、当該庭の用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該家庭的保育事業を行う場所の建物の屋上を利用することができる。この場合において、当該建物の屋上を利用した庭に必要な設備は、同条第6号に定める基準のほか、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 建物の階数が、職員、消防機関等による救出に際して支障のない階数であること。
 - (2) 屋上の周囲に、上部を内側に湾曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。
- 3 規則第19条第5号のこれに代わるべき場所は、公園、広場、寺社境内等とし、かつ、次の要件に該当するものでなければならない。
 - (1) 遊戯等に適した広さの庭の面積基準を満たしていること。
 - (2) 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、家庭的保育事業を行う場所からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。

(3) 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、家庭的保育事業を行うものによる安定的かつ継続的な使用が確保されると認められるものであること。

4 乳児室、ほふく室に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策を講じなければならない。

(調理業務の全部委託)

第9条 家庭的保育事業者等は、調理業務の全部を委託しようとする場合は、施設職員による調理と同様の給食の質を確保するため、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)の2から6までに定められた条件が遵守されるような体制及び契約内容により行うものとする。

(保育の内容等)

第10条 家庭的保育事業者等は、規則第22条に規定する保育の内容に関し、保育所保育指針に従い、次の各号に定める計画等を策定するものとする。

- (1) 保育課程及び指導計画
- (2) 入所児童の健康増進に関する保健計画
- (3) 保育士及び保育所の自己評価の実施に関する計画

(保護者との連絡)

第11条 家庭的保育事業者等は、規則第23条に規定する保護者との連絡について、保育所保育指針に従い、その方法、頻度等を定めるものとする。

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第12条 規則第25条第2号に規定する乳児室又はほふく室の有効面積は、これらの部屋を複数設置する場合にあっては、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

2 規則第25条第4号の屋外遊戯場は、小規模保育事業を行う場所の建物が耐火建築物の場合であって、当該屋外遊戯場の用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該小規模保育事業を行う場所の建物の屋上を利用することができる。この場合において、当該建物の屋上を利用した屋外遊技場に必要な設備は、同条第5号に定める基準のほか、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
- (2) 建物の階数が、職員、消防機関等による救出に際して支障のない階数であること。
- (3) 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- (4) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- (5) 屋上の周囲に、上部を内側に湾曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設

けること。

(6) 規則第25条第7号キに規定する非常警報器具又は非常警報設備が屋上にも通じていること。

3 規則第25条第4号の屋外遊戯場に代わるべき場所は、公園、広場、寺社境内等とし、かつ、次の要件に該当するものでなければならない。

(1) 屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。

(2) 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、小規模保育事業を行う場所からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。

(3) 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、家庭的保育事業を行うものによる安定的かつ継続的な使用が確保されると認められるものであること。

4 規則第25条第4号の保育室又は遊戯室は、有効面積が同条第5号に定める面積基準を満たしていなければならない。この場合において、これらの部屋を複数設置する場合（保育室又は遊戯室をそれぞれ設置する場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

5 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策を講じなければならない。

（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）

第13条 家庭的保育事業者等は、保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、保育所の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合させるものとする。

2 規則第25条第7号イの表の待避上有効なバルコニーは、次の各号の要件を満たす構造であるものとする。

(1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。

(2) バルコニーは十分に外気に開放すること。

(3) バルコニーの待避に利用する各部分から2メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

(4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75メートル以上、高さは1.8メートル以上、下端の床面からの高さは0.15メートル以下とすること。

(5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5メートル以上の道路又は空地に面すること。

3 規則第25条第7号イの表の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備は、乳幼児の避難に適した構造とし、準ずる設備とは、非常用滑り台であることとする。

4 規則第25条第7号ウの避難上有効な位置は、施設又は設備が各保育室等に配置され、一方の

付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものでなければならない。

- 5 規則第25条第7号エ(ア)のスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものは、パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について（昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知。第21条において「自動消火設備基準」という。）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。
- 6 規則第25条第7号エ(イ)の自動消火装置は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。第21条において「基準省令」という。）第11条に定めるものとし、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置の中から適切なものを選択するものとする。
 - (1) レンジ用簡易自動消火装置
 - (2) フライヤー用簡易自動消火装置
 - (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
 - (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置
- 7 規則第25条第7号エ(ア)の調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置は、調理設備を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けるものとする。
- 8 規則第25条第7号キの消防機関へ火災を通報する設備は、電話器その他の通信設備とする。
（職員）

第14条 家庭的保育事業者等は、規則第26条第2項に規定する職員として次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの保育所定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したもの（小数点第2位以下切り捨て）の合計数（小数点第1位を四捨五入）以上の人数の保育士を常勤職員として確保しなければならない。

年齢区分ごとの保育所定員数	除する数字
乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

- 2 前項の規定にかかわらず、小規模保育事業本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であつて、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、保育士の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士その他常勤以外の保育士（以下「短時間勤務保育士等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間

勤務保育士等の1か月の勤務時間の合計を当該保育所の就業規則等で定められている常勤保育士の1か月の勤務時間数で除したものを（小数点以下を四捨五入）を常勤換算値として適用する。

- (1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

（準用）

第15条 第9条から第11条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。

第2節 小規模保育事業B型

（職員）

第16条 規則第28条第2項に規定する保育従事者の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの保育所定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したものを（小数点第2位以下切り捨て）の合計（小数点第1位を四捨五入）以上の人数が常勤職員として確保されていること。

年齢区分ごとの保育所定員数	除する数字
乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

2 前項の規定にかかわらず、小規模保育事業本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、保育従事者の数に短時間勤務保育従事者等を充てることができる。この場合において、前項の保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務保育従事者等の1か月の勤務時間の合計を当該保育所の就業規則等で定められている常勤保育従事者の1か月の勤務時間数で除したものを（小数点以下を四捨五入）を常勤換算値として適用する。

- (1) 常勤の保育従事者が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育従事者に代えて短時間勤務保育従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

（準用）

第17条 第9条から第13条までの規定は、小規模保育事業B型について準用する。

第3節 小規模保育事C型

(準用)

第18条 第9条から第13条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。

第4章 居宅訪問型保育事業

(準用)

第19条 第10条及び第11条の規定は、居宅訪問型事業について準用する。

第5章 事業所内保育事業

(設備の基準)

第20条 規則第40条1号の乳児室又はほふく室は、有効面積が、同条第2号に定める面積基準を満たさなければならない。この場合において、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

2 規則第40条第5号の屋外遊戯場は、保育所型事業所内保育事業を行う場所の建物が耐火建築物の場合であって、当該屋外遊戯場の用地が不足し、地上に利用可能な場所がないときに限り、当該保育所型事業所内保育事業を行う場所の建物の屋上を利用することができる。この場合において、当該建物の屋上を利用した屋外遊技場に必要な設備は、同条第6号に定める基準のほか、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
- (2) 建物の階数が、職員、消防機関等による救出に際して支障のない階数であること。
- (3) 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- (4) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- (5) 屋上の周囲に、上部を内側に湾曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。
- (6) 規則第25条第7号キに規定する非常警報器具又は非常警報設備が屋上にも通じていること。

3 規則第40条第5号の屋外遊戯場に代わるべき場所は、公園、広場、寺社境内等とし、かつ、次の要件に該当するものでなければならない。

- (1) 屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。
- (2) 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所型事業所内保育を行う場所からの距離が乳幼児同伴で徒歩10分程度であって移動に当たって安全が確保されていること。
- (3) 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、家庭的保育事業を行うものによる安定的かつ継続的な使用が確保されると認められるものであること。

4 保育室又は遊戯室は、有効面積が規則に定める面積基準を満たしていることとする。なお、これらの部屋を複数設置する場合（保育室と遊戯室をそれぞれ設置する場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。

5 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていなければならない。

（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）

第21条 保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、保育所の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していなければならない。

2 規則第40条第8号イに規定する待避上有効なバルコニーは、次の各号の要件を満たす構造でなければならない。

(1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。

(2) バルコニーは十分に外気に開放すること。

(3) バルコニーの待避に利用する各部分から2メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

(4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75メートル以上、高さは1.8メートル以上、下端の床面からの高さは0.15メートル以下とすること。

(5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5メートル以上の道路又は空地に面すること。

3 規則第40条第8号イに規定する屋外傾斜路又はこれに準じる設備は、乳幼児の避難に適した構造のものとし、準ずる設備とは、非常用滑り台とする。

4 規則第40条第8号ウに規定する避難上有効な位置は、施設又は設備が、保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものとする。

5 規則第40条第8号エ(ア)に規定するスプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、自動消火設備基準に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。

6 規則第40条第8号エ(イ)に規定する自動消火装置は、基準省令第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置の中から適切なものを選択することとする。

(1) レンジ用簡易自動消火装置

(2) フライヤー用簡易自動消火装置

(3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置

(4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

7 規則第40条第8号エ(イ)に規定する調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置は、調理設備を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けるものとする。

8 規則第40条第8号キに規定する消防機関へ火災を通報する設備は、電話器その他の通信設備とする。

(職員)

第22条 保育所型事業所内保育事業を行う者は、規則第41条第2項に規定する保育士について次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの保育所定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したも(小数点第2位以下切り捨て)の合計(小数点第1位を四捨五入)以上の人数を常勤職員として確保するものとする。

年齢区分ごとの保育所定員数	除する数字
乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

2 前項の規定にかかわらず、保育所型事業所内保育事業本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、保育士の数に短時間勤務保育士等を充てることができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士等の1か月の勤務時間の合計を当該保育所の就業規則等で定められている常勤保育士の1か月の勤務時間数で除したも(小数点以下を四捨五入)を常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上(乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が2名以上となる場合は2名以上)配置されていること。

(2) 常勤保育士に代えて短時間勤務保育士等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(準用)

第23条 第9条から第11条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

(職員)

第24条 規則第44条第2項に規定する保育従事者の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとの保育所定員数を同表の右欄に掲げる数字でそれぞれ除したも(小数点第2位以下切り捨て)の合計(小数点第1位を四捨五入)以上の人数が常勤職員として確保されていること。

年齢区分ごとの保育所定員数	除する数字
乳児	3
満1歳以上満3歳に満たない幼児	6
満3歳以上満4歳に満たない幼児	20
満4歳以上の幼児	30

2 小規模型事業所内保育事業本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、保育従事者の数に短時間勤務保育従事者等を充てることができる。この場合において、前項の保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務保育従事者等の1か月の勤務時間の合計を当該保育所の就業規則等で定められている常勤保育従事者の1か月の勤務時間数で除したもの（小数点以下を四捨五入）を常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の保育従事者が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。

(2) 常勤保育従事者に代えて短時間勤務保育従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

（準用）

第25条 第9条から第13条までの規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。

附 則

この要綱は、規則の施行の日から施行する。